

基礎的電気通信役務支援業務規程

(一部追加に伴う改正版)

総務大臣認可 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

総務大臣認可 平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (一部改正)

総務大臣認可 平成 2 8 年 7 月 4 日 (一部改正)

総務大臣認可 令和 3 年 2 月 1 日 (一部改正)

総務大臣認可 令和 7 年 2 月 1 日 (一部改正)

総務大臣認可 令和 7 年 7 月 1 日 (一部改正)

一般社団法人 電気通信事業者協会

基礎的電気通信役務支援業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第107条各号に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(支援業務)

第2条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。）

- ① 第一種適格電気通信事業者（法第108条第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、第一種交付金（法第109条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を交付すること。
- ② 接続電気通信事業者等（法第110条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）から、第一種負担金（法第110条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を徴収すること。
- ③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）

- ① 第二種適格電気通信事業者（法第110条の3第1項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対し、第二種交付金（法第110条の4第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を交付すること。
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者（法第110条の5に規定するものをいう。以下同じ。）から、第二種負担金（法第110条の5に規定するものをいう。以下同じ。）を徴収すること。
- ③ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務時間)

第3条 支援業務を行う時間は、次条に掲げる休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

(休日)

第4条 休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年末年始（１２月２９日から翌年１月３日までの間）

（支援業務を行う事務所）

第５条 支援業務を行う事務所（以下「事務所」という。）は、東京都千代田区神田小川町一丁目１０番地（興信ビル内）に置く。

第２章 支援業務の実施の方法

（支援業務の実施方針）

第６条 協会は、法及び法に基づく命令（告示を含む。）若しくはこれらに基づく処分及び認可に付された条件並びにこの規程（以下「法令等」という。）に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、支援業務を適確に実施するものとする。

（支援業務室の設置）

第７条 協会は、事務所に、第一種支援業務に関する事務及びこれに係る支援業務諮問委員会（第３２条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）への諮問に関する事務（以下この条において「第一種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第一種支援業務室」という。）を、第二種支援業務に関する事務及びこれに係る支援業務諮問委員会への諮問に関する事務（以下この条において「第二種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）を設置する。

２ 協会は、第一種支援業務及び第二種支援業務に関する事務等を統括させるため、第一種支援業務室及び第二種支援業務室にそれぞれ室長を置く。

３ 前項の室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第１０６条に規定する基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる協会の会長をいう。以下同じ。）が任命する。

（支援業務員の配置）

第８条 会長は、支援業務の実施に当たり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、各支援業務室に、職員の中から、第一種支援業務又は第二種支援業務に従事する専任の職員（以下「支援業務員」という。）を選任し、配置するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、第一種支援業務に従事する職員は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第５３号）第２０条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務を兼務することができる。

（支援業務員の職務）

第９条 支援業務員は、支援業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を

執行しなければならない。

- 2 支援業務員は、支援業務に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、従事する支援業務に関して、協会以外の者から指示又は報酬を受けず、職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。

（支援業務員の解任）

第10条 支援業務員は次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

- (1) 法第116条において準用する法第83条第1項の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて協会が支援業務を廃止したとき
- (2) 法第116条において準用する法第84条第1項又は第2項の規定により総務大臣が協会に対して支援機関の指定を取り消したとき
- (3) 退職し、又は解職されたとき
- (4) 長期にわたる病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき
- (5) 法令等に違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と会長が判断したとき

（支援業務員の不在時の措置）

第11条 会長は、支援業務員が疾病、事故、休暇その他やむを得ない事情により不在となる場合に、協会の職員の中から、その職務を代行する者（以下この条において「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

- 2 代行者は、支援業務員の不在時には会長から指示された支援業務の職務を誠実に執行するものとする。

- 3 第9条の規定は代行者に準用する。

第3章 交付金の額及び負担金の額の算定方法等

第1節 総則

（資料提出の請求）

第12条 協会は、支援業務を行うため必要があるときは、法第111条に定めるところにより、電気通信事業者に対して、資料の提出を求めるものとする。

（帳簿等の管理）

第13条 協会は、支援業務に関し、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の2の9各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第42条各号に掲げる書類等（以下この条において「帳簿等」という。）を備え付ける。

- 2 帳簿等は適正に管理し、記載の日から5年間保存する。ただし、第41条

第1項に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。

- 3 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。
- 4 支援業務の実施に当たり、法令の規定に基づき電気通信事業者等から提出された書類等は、これらを受け付けた日から5年間保存する。

第2節 第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法等

(第一種交付金の額の算定)

第14条 協会は、第一種適格電気通信事業者から第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。）第6条及び第7条の規定に基づく書類を受け付けた後、第一種交付金の額の算定を行うものとする。

- 2 前項の第一種交付金の額の算定は、第一号算定等規則第5条に定めるところにより、これを行うものとする。

(第一種交付金に係る認可申請)

第15条 協会は、事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、第一種交付金の額を算定し、第一号算定等規則第4条に定めるところにより、当該第一種交付金の額及び交付方法について、事業年度経過後6月以内に総務大臣に対して認可申請を行うものとする。

(第一種交付金の額の公表)

第16条 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、施行規則第40条の8に定めるところにより、第一種交付金の額の公表を行うものとする。

(第一種交付金の交付)

第17条 協会は、総務大臣の認可を受けた第一種交付金の額及び交付方法により、第一種適格電気通信事業者に対し第一種交付金の交付を行うものとする。

(第一種負担金に係る認可申請等)

第18条 協会は、事業年度ごとに、第一号算定等規則第27条に定めるところにより、第一種負担金の額を算定し、同令第28条に定めるところにより、第一種負担金の額及び徴収方法について、事業年度経過後6月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。

- 2 協会は、前項の第一種負担金の額の算定に用いる番号単価（第一号算定等規則第27条第1項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第3項の規定に基づき、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（同令第25条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出したものに限る。次条において同じ。）にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間継続してこれを公

表する。

（第一種負担金の額に係る通知）

第19条 協会は、前条第1項に係る総務大臣の認可を受けたときは、各接続電気通信事業者等に対して、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第一種負担金の額、その納付期限及び納付方法の通知を行うものとする。

（第一種交付金及び第一種負担金の額の算定に係る会計監査人による確認）

第20条 協会は、第14条の第一種交付金の額及び第18条の第一種負担金の額を算定したときは、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。

（第一種負担金の納付の督促）

第21条 協会は、接続電気通信事業者等が第19条の規定により通知した第一種負担金の額を納付期限までに納付しないときは、法第110条第6項の規定に基づき、督促状（書面又は電磁的記録によるものとする。以下同じ。）によって、期限を指定して督促を行うものとする。

（第一種負担金に係る申立て）

第22条 協会は、前条の規定により督促した接続電気通信事業者等が、その指定の期限までにその督促に係る第一種負担金及び延滞金（法第110条第5項に規定するものをいう。）を納付しないときは、法第110条第7項の規定に基づき、総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。

第3節 第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等

（第二種交付金の額の算定）

第23条 協会は、第二種適格電気通信事業者から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「第二号算定等規則」という。）第8条の規定に基づく書類を受け付けた後、第二種交付金の額の算定を行うものとする。

2 前項の第二種交付金の額の算定は、第二号算定等規則第5条に定めるところにより、これを行うものとする。

（第二種交付認可の申請）

第24条 協会は、事業年度ごとに、第二種交付金の額を算定し、第二号算定等規則第4条に定めるところにより、当該第二種交付金の額及び交付方法について、事業年度経過後7月以内に総務大臣に対して第二種交付認可の申請を行うものとする。

（第二種交付金の額の公表）

第25条 協会は、前条に係る総務大臣の認可を受けたときは、施行規則第40条の8に定めるところにより、第二種交付金の額を公表するものとする。

（第二種交付金の交付）

第26条 協会は、第24条に係る総務大臣の認可を受けた第二種交付金の額及び交付方法により、第二種適格電気通信事業者に対し第二種交付金を交付するものとする。

（第二種負担認可の申請等）

第27条 協会は、事業年度ごとに、第二号算定等規則第24条に定めるところにより、第二種負担金の額を算定し、同令第23条に定めるところにより、第二種負担金の額及び徴収方法について、事業年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。

2 協会は、前項の第二種負担金の額の算定に用いる回線単価（第二号算定等規則第24条第1項第1号に規定するものをいう。）を算定し、第24条に係る総務大臣の認可を受けた後には、同令第24条第4項の規定に基づき、各高速データ伝送役務提供事業者（同令第28条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した者に限り、直近の当該書類の提出後に同令第29条に規定する書類を提出したものを除く。次条において同じ。）にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該回線単価が適用される間継続してこれを公表する。

（第二種負担金の額に係る通知）

第28条 協会は、前条第1項に係る総務大臣の認可を受けたときは、各高速データ伝送役務提供事業者に対して、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき第二種負担金の額、その納付期限及び納付方法の通知を行うものとする。

（第二種交付金及び第二種負担金の額の算定に係る会計監査人による確認）

第29条 協会は、第23条の第二種交付金の額及び第27条第1項の第二種負担金の額を算定したときは、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。

（第二種負担金の納付の督促）

第30条 協会は、高速データ伝送役務提供事業者が第28条の規定により通知された負担額を納付期限までに納付しないときは、法第110条の5第2項において準用する法第110条第6項の規定に基づき、督促状によって、期限を指定して督促を行うものとする。

（第二種負担金に係る申立て）

第31条 協会は、前条の規定により督促した高速データ伝送役務提供事業者が、その指定の期限までにその督促に係る第二種負担金及び延滞金（法第110条の5第2項において準用する法第110条第5項に規定するものをいう。）を納付しないときは、法第110条の5第2項において準用する法第110条第7項の規定に基づき、総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。

第4章 支援業務諮問委員会

(支援業務諮問委員会の設置等)

第32条 協会に、支援業務諮問委員会（法第113条に規定するものをいう。

以下この章において単に「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、会長の諮問に応じ、次の各号に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

(1) 第一種交付金の額及び交付方法、第一種負担金の額及び徴収方法

(2) 第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法

(3) その他支援業務に関すること

(委員の任命及び解任)

第33条 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、施行規則第40条の2の4に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第35条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(議事)

第36条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第37条 委員会の庶務は、第一種支援業務室及び第二種支援業務室（専ら所掌する業務に係る庶務に限る。）において行う。

(委員会の運営方法)

第38条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。

第5章 役員

(役員を選任及び解任)

第39条 協会は、定款で定めるところにより、協会の役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、定款で定めるところにより、総会でこれを選任する。

3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款で定めるところにより、総会の議決で当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、施行規則第40条の2の5に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けるものとする。

(役員の任期)

第40条 役員の任期は、定款で定めるところにより、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、定款で定めるところにより、前任者又は現任者の残存期間とする。

2 役員は、定款で定めるところにより、再任されることができる。

第6章 会計

(区分経理)

第41条 協会は支援業務の経理について、第一種支援業務及び第二種支援業務に係る会計帳簿等をそれぞれ作成し、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。

2 前項に係る支援業務の経理は、支援業務以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。

第7章 情報公開

(支援業務に関する書類等の情報公開)

第42条 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を、インターネットを利用することによりこれを公表する。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 社員名簿

(4) 委員会の委員名簿

- (5) 支援業務報告書
 - (6) 正味財産増減報告書
 - (7) 貸借対照表
 - (8) 財産目録
 - (9) 収支計算書
 - (10) 事業計画書
 - (11) 収支予算書
 - (12) 委員会の議事概要
 - (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び第44条に規定する細則
 - (14) 支援業務諮問委員会運営規程
 - (15) 情報公開規程
 - (16) その他支援業務に関して参考となる資料
- 2 前項のほか、協会は、支援業務の運営の透明性を確保するため、会長が別に定める情報公開規程により情報公開を行うとともに、支援業務の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。

第8章 雑則

(役員等の秘密保持義務)

第43条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この情報を支援業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、委員会の委員に準用する。

(細則)

第44条 会長は、この規程に定めるもののほか、支援業務を実施するため必要な細則を定めることができる。

2 協会は、前項の細則を定めたときは、総務大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

3 前項の規定は、支援業務諮問委員会運営規程及び情報公開規程について準用する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和7年7月1日から施行する。

1 変更しようとする事項（傍線の部分は改正部分）		3 変更の理由
改正案	現行	
		令和 5 年 6 月 16 日施行の「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）」において、これまでの電話の基礎的電気通信役務を「第一号」基礎的電気通信役務と位置付けるとともに、新たにブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務を「第二号」基礎的電気通信役務と規定し、法第 107 条第 2 号に、第二号基礎的電気通信役務に係る支援機関の業務が追加された。 その後、令和 7 年 4 月 1 日に、新たに追加された第二号基礎的電気通信役務の交付金・負担金の算定方法等を定めた第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）（以下「第二号算定等規則」という。）及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 17 号（以下「改正省令」という。））が施行されたことに伴い、今般、基礎的電気通信役務支援業務規程に第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等を規定するものであ

第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規程は、一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 107 条各号に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 (支援業務) 第 2 条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。 (1) 第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。） ① 第一種適格電気通信事業者（法第 108 条第 1 項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規程は、一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 107 条に定める業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって支援業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 (支援業務) 第 2 条 協会が実施する支援業務は、次の各号に掲げる業務とする。 (1) 第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第一種支援業務」という。） ① 第一種適格電気通信事業者（法第 108 条第 1 項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）に対	る。 規定の整備を行うものである。
---	---	---------------------------------

し、第一種交付金（法第１０９条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 接続電気通信事業者等（法第１１０条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）から、第一種負担金（法第１１０条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を徴収すること。 <u>(2)</u> 第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。） ① 第二種適格電気通信事業者（法第１１０条の３第１項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）対し、第二種交付金（法第１１０条の４第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 高速度データ伝送役務提供	し、第一種交付金（法第１０９条第１項の第一種交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 接続電気通信事業者等（法第１１０条第１項に規定する「<u>接続電気通信事業者等</u>」をいう。以下同じ。）から、第一種負担金（法第１１０条第１項の第一種負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。 <u>(2)</u> 第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。） ① 第二種適格電気通信事業者（法第１１０条の３第１項の規定により総務大臣が指定した者をいう。以下同じ。）対し、第二種交付金（法第１１０条の４第１項の第二種交付金をいう。以下同じ。）を交付すること。 ② 高速度データ伝送役務提供	
--	---	--

事業者（法第１１０条の５に規定するものをいう。以下同じ。）から、第二種負担金（法第１１０条の５に規定するものをいう。以下同じ。）を徴収すること。 （支援業務室の設置） 第７条 協会は、事務所に、第一種支援業務に関する事務及びこれに係る支援業務諮問委員会（第３２条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）への諮問に関する事務（以下この条において「第一種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第一種支援業務室」という。）を、第二種支援業務に関する事務及びこれに係る支援業務諮問委員会への諮問に関する事務（以下この条において「第二種支援業務に関する事務等」という。）を所	事業者（法第１１０条の５に規定する「高速度データ伝送役務提供事業者」をいう。以下同じ。）から、第二種負担金（法第１１０条の５の第二種負担金をいう。以下同じ。）を徴収すること。 （支援業務室の設置） 第７条 協会は、事務所に、第一種支援業務に関する事務及び支援業務諮問委員会（法第１１３条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。）への諮問に関する事務（以下本条において「第一種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第一号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第一種支援業務室」という。）を、第二種支援業務に関する事務及び委員会への諮問に関する事務（以下本条において「第二種支援業務に関する事務等」という。）を所掌させるため第二号基	該当条文の変更及び規定の整備を行うものである。
---	---	--------------------------------

掌させるため第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）を設置する。 3 前項の室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に<u>規定する</u>基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる協会の会長をいう。以下同じ。）が任命する。 （支援業務員の配置） 第8条 会長は、支援業務の実施に<u>当</u>たり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、各支援業務室に、職員の中から、第一種支援業務<u>又は</u>第二種支援業務に従事する専任の職員（以下「支援業務員」という。）を選任し、配置するものとする。 （支援業務員の不在時の措置） 第11条 会長は、支援業務員が疾病、事故、休暇その他やむを得ない事情により不在となる場合に、協会の職員の中から、その職務を代行する者	基礎的電気通信役務に係る支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）を設置する。 3 前項の室長は、次条に規定する支援業務員の中から会長（法第106条に<u>定める</u>基礎的電気通信役務支援機関の代表者たる協会の会長をいう。以下同じ。）が任命する。 （支援業務員の配置） 第8条 会長は、支援業務の実施に<u>あ</u>たり、支援業務を公正かつ円滑に遂行するため、各支援業務室に、職員の中から、第一種支援業務<u>及び</u>第二種支援業務に<u>それぞれ</u>従事する専任の職員（以下「支援業務員」という。）を選任し、配置するものとする。 （支援業務員の不在時の措置） 第11条 会長は、支援業務員が疾病、事故、休暇その他やむを得ない事情により不在となる場合に、協会の職員の中から、その職務を代行する者	規定の整備を行うものである。
--	---	-----------------------

(以下この条において「代行者」という。)をあらかじめ指定しておくものとする。 <u>第 1 節 総則</u> (資料提出の請求) <u>第 1 2 条</u> 協会は、支援業務を行うため必要があるときは、法第 1 1 1 条に定めるところにより、電気通信事業者に対して、資料の提出を求める	(以下本条において「代行者」という。)をあらかじめ指定しておくものとする。 <u>(届出書の受付)</u> <u>第 1 2 条</u> 協会は、<u>第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則</u>（平成 1 4 年総務省令第 6 4 号。以下「<u>第一号算定等規則</u>」という。）の規定に基づき<u>第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者</u>（<u>第一号算定等規則第 2 3 条に規定する「算定対象電気通信事業者」</u>をいう。以下同じ。）及び<u>接続電気通信事業者等から提出された届出書及び書類を事務所において受け付けるものとする。</u> <u>第 1 節 総則</u> (資料提出の請求) <u>第 2 2 条</u> 協会は、支援業務を行うため必要があると認めるときは、法第 1 1 1 条で定めるところにより、<u>第一種適格電気通信事業者、算定対象</u>	届出書等の受付に関する規定は不要のため、削除するものである。 交付金の額及び負担金の額の算定方法等について新たに総則を規定するものである。 条の繰上げ及び用語の整理を行うものである。
---	---	---

ものとする。 (帳簿等の管理) <u>第13条</u> 協会は、支援業務に関し、<u>電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の2の9各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第42条各号に掲げる書類等（以下この条において「帳簿等」という。）を備え付ける。</u> 2 <u>帳簿等は適正に管理し、記載の日から5年間保存する。ただし、第41条第1項に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。</u> 4 <u>支援業務の実施に当たり、法令の規定に基づき電気通信事業者等から</u>	<u>電気通信事業者及び接続電気通信事業者等並びに第二種適格電気通信事業者及び高速度データ伝送役務提供事業者に対して、資料の提出を求めるものとする。</u> (帳簿等の管理) <u>第23条</u> 協会は、支援業務に関し、<u>第一号算定等規則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿及び第34条第1項各号に掲げる書類（以下「帳簿等」という。）を備え付ける。</u> 2 <u>前項の帳簿等は適正に管理し、記載の日から5年間保存する。ただし、第33条に規定する支援業務に係る会計帳簿等の保存期間については協会が別に定める会計規程に定めるところによる。</u> 4 <u>第一号算定等規則の規定に基づき第一種適格電気通信事業者、算定対</u>	条の繰上げ及び改正省令の施行により、該当条文を変更するとともに、規定の整備を行うものである。 該当条文を変更するとともに、規定の整備を行うものである。 第二号算定等規則の施行に伴い、規定の整備を行うものである。
---	--	--

提出された書類等は、これらを受け付けた日から5年間保存する。 <u>第2節 第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法等</u> (第一種交付金の額の算定) <u>第14条</u> 協会は、第一種適格電気通信事業者から<u>第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。）</u>第6条及び第7条の規定に基づく書類を受け付けた後、第一種交付金の額の算定を行うものとする。 (第一種交付金に係る認可申請) <u>第15条</u> 協会は、<u>事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）</u>ごとに、第一種交付金の額を算定し、第一号算定等規則第4条に定めるところにより、当該	<u>象電気通信事業者及び接続電気通信事業者等、並びに総務大臣から提出された書類等は、これらを受け付けた日から5年間保存する。</u> (交付金の額の算定) <u>第13条</u> 協会は、第一種適格電気通信事業者から<u>第一号算定等規則第6条及び第7条の規定に基づく書類</u>を受け付けた後、第一種交付金の額の算定を行うものとする。 (交付金に係る認可申請) <u>第14条</u> 協会は、年度ごとに、第一種交付金の額を算定し、第一号算定等規則第4条に定めるところにより、当該第一種交付金の額及び交付方法について、年度経過後6月以内に総	第二号算定等規則の施行に伴い、第一種負担金の額の算定方法等について、条を繰り下げるとともに、新たに第2節として規定するものである。
---	---	--

第一種交付金の額及び交付方法について、<u>事業年度経過後</u> 6 月以内に総務大臣に対して認可申請を行うものとする。 (<u>第一種交付金の額の公表</u>) <u>第 1 6 条</u> 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、施行規則第 4 0 条の 8 に定めるところにより、第一種交付金の額の公表を行うものとする。 (<u>第一種交付金の交付</u>) <u>第 1 7 条</u> 協会は、総務大臣の認可を受けた第一種交付金の額及び交付方法により、第一種適格電気通信事業者に対し<u>第一種交付金</u>の交付を行うものとする。 (<u>第一種負担金に係る認可申請等</u>) <u>第 1 8 条</u> 協会は、<u>事業年度ごとに</u>、第一号算定等規則第 2 7 条に定めるところにより、第一種負担金の額を算定し、<u>同令第 2 8 条</u>に定めるところ	務大臣に対して認可申請を行うものとする。 (公表) <u>第 1 5 条</u> 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、<u>電気通信事業法施行規則</u> (<u>昭和 6 0 年郵政省令第 2 5 号</u>。以下「<u>施行規則</u>」という。) 第 4 0 条の 8 に定めるところにより、第一種交付金の額の公表を行うものとする。 (交付金の交付) <u>第 1 6 条</u> 協会は、総務大臣の認可を受けた第一種交付金の額及び交付方法により、<u>当該</u>第一種適格電気通信事業者に対し交付金の交付を行うものとする。 (負担金に係る認可申請等) <u>第 1 7 条</u> 協会は、<u>年度ごとに</u>、第一号算定等規則第 2 7 条に定めるところにより、第一種負担金の額を算定し、<u>同規則第 2 8 条</u>に定めるところによ	条の繰下げ及び用語の整理を行うものである。
--	---	------------------------------

により、第一種負担金の額及び徴収方法について、<u>事業年度経過後 6 月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。</u> 2 協会は、前項の第一種負担金の額の算定に用いる番号単価（第一号算定等規則第 27 条第 1 項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第 3 項の規定に基づき、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（<u>同令第 25 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出したものに限る。次条において同じ。</u>）にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間継続してこれを公表する。 （<u>第一種負担金の額に係る通知</u>） <u>第 19 条</u> 協会は、前条第 1 項に係る総務大臣の認可を受けたときは、各接続電気通信事業者等に対して、そ	り、第一種負担金の額及び徴収方法について、年度経過後 6 月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。 2 協会は、前項の第一種負担金の額の算定に用いる番号単価（第一号算定等規則第 27 条第 1 項に規定するものをいう。）を算定したときは、同条第 3 項の規定に基づき、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（<u>同規則第 25 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した場合に限る。</u>）にその旨を通知するほか、速やかに、<u>事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用されてから 5 年間、これを公表する。</u> （通知） <u>第 18 条</u> 協会は、前条の総務大臣の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対して、その認可を受け	デジタル化対応を踏まえ事務所における掲示に関する記述を削除するとともに、改正省令の施行に伴い公表期間を変更し、用語の整理を行うものである。 条の繰下げ及び規定の整備を行うものである。
--	---	---

の認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき<u>第一種負担金の額、その納付期限及び納付方法の通知</u>を行うものとする。 (<u>第一種交付金及び第一種負担金の額の算定に係る会計監査人による確認</u>) <u>第20条</u> 協会は、<u>第14条の第一種交付金の額及び第18条の第一種負担金の額を算定したときは</u>、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。 (<u>第一種負担金の納付の督促</u>) <u>第21条</u> 協会は、<u>接続電気通信事業者等が第19条の規定により通知した第一種負担金の額を納付期限までに納付しないときは</u>、法第110条第6項の規定に基づき、<u>督促状(書面又は電磁的記録によるものとする。以下同じ。)</u>によって、期限を指定して督促を行うものとする。 (<u>第一種負担金に係る申立て</u>) <u>第22条</u> 協会は、前条の規定により	た事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法の通知を行うものとする。 (会計監査人による確認) <u>第19条</u> 協会は、<u>第13条の交付金の額及び第17条の負担金の額を算定したとき</u>、職業的に資格のある会計監査人の確認を受けるものとする。 (督促) <u>第20条</u> 協会は、<u>接続電気通信事業者等が第18条の規定により通知した負担額を納付期限までに納付しないときは</u>、法第110条第6項の規定に基づいて、<u>督促状によって</u>、期限を指定して督促を行うものとする。 (申立) <u>第21条</u> 協会は、前条の規定により	条の繰下げ、該当条文の変更及び規定の整備を行うものである。 条の繰下げ、該当条文の変更、規定の整備及び用語の整理を行うものである。 条の繰下げ及び規定の整備を行うもので
--	---	---

督促した接続電気通信事業者等が、その指定の期限までにその督促に係る第一種負担金及び延滞金（法第110条第5項に規定するものをいう。）を納付しないときは、法第110条第7項の規定に基づき、総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。 <u>第3節 第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等</u> <u>（第二種交付金の額の算定）</u> <u>第23条 協会は、第二種適格電気通信事業者から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「第二号算定等規則」という。）第8条の規定に基づく書類を受け付けた後、第二種交付金の額の算定を行うものとする。</u> <u>2 前項の第二種交付金の額の算定は、第二号算定等規則第5条に定めるところにより、これを行うものと</u>	督促した接続電気通信事業者等が、その指定の期限までにその督促に係る第一種負担金及び延滞金（法第110条第5項規定による延滞金をいう。）を納付しないときは、法第110条第7項の規定に基づき総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。 新規 新規	ある。 第二号算定等規則の施行に伴い、第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定等に関する取り扱いについて、新たに第3節として規定するものである。
---	---	---

する。 <u>（第二種交付認可の申請）</u> <u>第 2 4 条 協会は、事業年度ごとに、第二種交付金の額を算定し、第二号算定等規則第 4 条に定めるところにより、当該第二種交付金の額及び交付方法について、事業年度経過後 7 月以内に総務大臣に対して第二種交付認可の申請を行うものとする。</u>	新規	
<u>（第二種交付金の額の公表）</u> <u>第 2 5 条 協会は、前条に係る総務大臣の認可を受けたときは、施行規則第 4 0 条の 8 に定めるところにより、第二種交付金の額を公表するものとする。</u>	新規	
<u>（第二種交付金の交付）</u> <u>第 2 6 条 協会は、第 2 4 条に係る総務大臣の認可を受けた第二種交付金の額及び交付方法により、第二種適格電気通信事業者に対し第二種交付金を交付するものとする。</u>	新規	
<u>（第二種負担認可の申請等）</u> <u>第 2 7 条 協会は、事業年度ごとに、第</u>	新規	

二号算定等規則第24条に定めるところにより、第二種負担金の額を算定し、同令第23条に定めるところにより、第二種負担金の額及び徴収方法について、事業年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うものとする。

2 協会は、前項の第二種負担金の額の算定に用いる回線単価（二号算定等規則第24条第1項第1号に規定するものをいう。）を算定し、第24条に係る総務大臣の認可を受けた後には、同令第24条第4項の規定に基づき、各高速度データ伝送役務提供事業者（同令第28条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出した者に限り、直近の当該書類の提出後に同令第29条に規定する書類を提出したものを除く。次条において同じ。）にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該回線単価が適用される間継続してこれを公表

する。 <u>(第二種負担金の額に係る通知)</u> 第28条 協会は、前条第1項に係る 総務大臣の認可を受けたときは、各 高速度データ伝送役務提供事業者に 対して、その認可を受けた事項を記 載した書面を添付して、納付すべき 第二種負担金の額、その納付期限及 び納付方法の通知を行うものとし る。	新規	
<u>(第二種交付金及び第二種負担金の 額の算定に係る会計監査人による確 認)</u> 第29条 協会は、第23条の第二種 交付金の額及び第27条第1項の第 二種負担金の額を算定したときは、 職業的に資格のある会計監査人の確 認を受けるものとする。	新規	
<u>(第二種負担金の納付の督促)</u> 第30条 協会は、高速度データ伝送 役務提供事業者が第28条の規定に より通知された負担額を納付期限ま でに納付しないときは、法第110	新規	

<u>条の５第２項において準用する法第１１０条第６項の規定に基づき、督促状によって、期限を指定して督促を行うものとする。</u> <u>（第二種負担金に係る申立て）</u> <u>第３１条 協会は、前条の規定により督促した高速度データ伝送役務提供事業者が、その指定の期限までにその督促に係る第二種負担金及び延滞金（法第１１０条の５第２項において準用する法第１１０条第５項に規定するものをいう。）を納付しないときは、法第１１０条の５第２項において準用する法第１１０条第７項の規定に基づき、総務大臣にその旨の申立てを行うものとする。</u> <u>（支援業務諮問委員会の設置等）</u> <u>第３２条 協会に、支援業務諮問委員会（法第１１３条に規定するものをいう。以下この章において単に「委員会」という。）を設置する。</u>	新規 <u>（支援業務諮問委員会の設置等）</u> <u>第２４条 協会に、委員会を設置する。</u>	条の繰下げ及び規定の整備を行うものである。
---	--	------------------------------

(委員の任命及び解任) <u>第 3 3 条</u> 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、<u>施行規則第 4 0 条の 2 の 4</u> に定めるところにより、<u>総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。</u> (委員の任期) <u>第 3 4 条</u> 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長) <u>第 3 5 条</u> 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。 (議事) <u>第 3 6 条</u> 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	(委員の任命及び解任) <u>第 2 5 条</u> 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。 (委員の任期) <u>第 2 6 条</u> 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長) <u>第 2 7 条</u> 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。 (議事) <u>第 2 8 条</u> 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	条の繰下げ及び改正省令の施行に伴い該当条文を明記するものである。 条の繰下げを行うものである。
---	--	---

(庶務) <u>第 3 7 条</u> 委員会の庶務は、第一種支援業務室及び第二種支援業務室（専ら所掌する業務に係る庶務に限る。）において行う。 (委員会の運営方法) <u>第 3 8 条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。 (役員の選任及び解任) <u>第 3 9 条</u> 協会は、定款で定めるところにより、協会の役員として理事及び監事を置く。 2 役員は、定款で定めるところにより、総会でこれを選任する。 3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款で定めるところにより、総会の議決で当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき	(庶務) <u>第 2 9 条</u> 委員会の庶務は、第一種支援業務室及び第二種支援業務室（専ら所掌する業務に係る庶務に限る。）において行う。 (委員会の運営方法) <u>第 3 0 条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める支援業務諮問委員会運営規程による。 (役員の選任及び解任) <u>第 3 1 条</u> 協会は、定款に定めるところにより、協会の役員として理事及び監事を置く。 2 役員は、定款に定めるところにより、総会でこれを選任する。 3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款に定めるところにより、総会の議決で当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき	条の繰下げ及び規定の整備を行うものである。
--	--	------------------------------

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき 4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、<u>施行規則第40条の2の5</u>に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けるものとする。 (役員の任期) <u>第40条</u> 役員の任期は、定款で定めるところにより、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、<u>定款</u>で定めるところにより、前任者又は現任者の残存期間とする。 2 役員は、定款で定めるところにより、再任されることができる。 (区分経理) <u>第41条</u> 協会は支援業務の経理について、第一種支援業務及び第二種支援業務に係る会計帳簿等をそれぞれ作成し、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。	(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき 4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、<u>第一号算定等規則第33条</u>に定めるところにより、総務大臣に認可申請を行い、総務大臣の認可を受けるものとする。 (役員の任期) <u>第32条</u> 役員の任期は、<u>定款</u>に定めるところにより、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、<u>定款</u>に定めるところにより、前任者又は現任者の残存期間とする。 2 役員は、<u>定款</u>に定めるところにより、再任されることができる。 (区分経理) <u>第33条</u> 協会は支援業務の経理について、第一種支援業務及び第二種支援業務に係る会計帳簿等をそれぞれ作成し、収入及び支出を勘定科目に従い明確に区分して整理する。	改正省令の施行に伴い該当条文が変更となるものである。 条の繰下げ及び規定の整備を行うものである。 条の繰下げを行うものである。
---	---	--

(支援業務に関する書類等の情報公開) <u>第42条</u> 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を、インターネットを利用することによりこれを公表する。 (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び<u>第44条</u>に規定する細則 (役員等の秘密保持義務) <u>第43条</u> 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この情報を支援業務の用に供する目的以外に利用してはならない。 (細則) <u>第44条</u> 会長は、この規程に定めるもののほか、支援業務を実施するため必要な細則を定めることができる。	(支援業務に関する書類等の情報公開) <u>第34条</u> 協会は、支援業務に関して、次の各号に掲げる書類を、インターネットを利用することによりこれを公表する。 (13) 基礎的電気通信役務支援業務規程及び<u>第36条</u>に規定する細則 (役員等の秘密保持義務) <u>第35条</u> 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この情報を支援業務の用に供する目的以外に利用してはならない。 (細則) <u>第36条</u> 会長は、この規程に定めるもののほか、支援業務を実施するため必要な細則を定めることができる。	該当条文の変更を行うものである。 条の繰下げを行うものである。
---	---	---

3 前項の規定は、支援業務諮問委員会運営規程及び情報公開規程に<u>ついて</u>準用する。	3 前項の規定は、支援業務諮問委員会運営規程及び情報公開規程に準用する。	規定の整備を行うものである。
---	---	-----------------------

支援業務諮問委員会運営規程

基礎的電気通信役務支援機関

一般社団法人 電気通信事業者協会

支援業務諮問委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、支援業務規程第~~3-0-3~~2条の規定に基づき、一般社団法人電気通信事業者協会(以下「協会」という。)に置かれる支援業務諮問委員会(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第113条に定める支援業務諮問委員会をいう。以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、電気通信事業法第106条に定める支援機関の代表者たる協会の会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、次の各号に関する重要審議事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を会長に述べるものとする。

- (1) 第一種交付金の額及び交付方法、第一種負担金の額及び徴収方法
- (2) 第二種交付金の額及び交付方法、第二種負担金の額及び徴収方法
- (3) その他支援業務に関すること

(委員の任命及び解任)

第3条 委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

(書面表決)

第7条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者は、委員会に出席したものとみなす。

(開催)

第8条 委員会は、会長の諮問に応じ、委員長招集により随時開催する。

2 委員会を招集する場合は、委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前に通知しなければならない。

3 委員長は、WEB 会議又は文書による審議を行うことが適当と認めた場合は、委員に対し WEB 会議又は文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

(役員及び職員の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係の役員及び職員を会議に出席させて、議題に関し説明をさせることができる。

(議事録)

第10条 会議の議事は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催月日及び場所
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席した委員及び関係職員の氏名
- (4) 議題
- (5) 審議経過の概要
- (6) 議決事項

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

4 議事録が確定した場合においては、その概要をホームページにおいて公表する。

(委員会の公開)

第11条 委員会は、原則非公開とする。ただし、委員会が公開することを決定した場合は、この限りでない。

(諮問及び諮問に対する意見)

第12条 会長は、委員会に諮問する場合は、文書により行い、かつ、必要な資料を添付するものとする。

2 委員会の意見は文書をもって行う。

3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、意見の案の起草をさせることができる。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、協会の第一種支援業務室及び第二種支援業務室が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

この規程の一部改正は平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定の一部改正は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

この規定の一部改正は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。